

第4次さいたま市防犯のまちづくり推進計画【概要】

1 策定の趣旨

「さいたま市防犯のまちづくり推進条例」に基づき、**防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に進めるために策定**された、「さいたま市防犯のまちづくり推進計画」の第3次計画(令和元年度～令和5年度)が期間満了となることから、**犯罪を発生させにくい地域環境づくりを一層前進させることを目的**として、第4次計画(令和6年度～令和10年度)の策定を行うものです。

2 次期計画の概要

(1) 基本理念と基本方針

基本理念 市、市民等及び関係機関が、自分たちの地域は自分たちで守るという防犯の連帯意識のもとに、それぞれの役割を果たしつつ協働し、地域社会において犯罪を誘発する機会を除去することにより、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを行う

- 基本方針**
- ◆「防犯意識の高揚を図るための活動」
⇒防犯に関する市民の自助力を高めます
 - ◆「自主的な防犯活動の推進」
⇒防犯に関する地域の共助力を高めます
 - ◆「防犯の視点を取り入れた環境の整備」
⇒自助・共助と、行政の公助により、まちの防犯力を高めます

- 配慮事項**
- ◆犯罪の被害に遭いやすい子ども、高齢者等の安全の確保
 - ◆繁華街等の地域の実情及び特性に応じた安全性の向上

(2) 計画の方向性

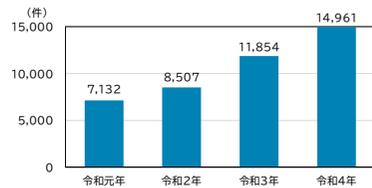
犯罪の機会を与えないことにより犯罪を未然に防止しようという「犯罪機会論」に基づき、「人的環境の改善」や「物的環境の設計」を通して、犯行に都合の悪い状況を作り出し、犯罪を起こさせにくいまちづくりを目指します。

計画期間 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの**5か年**

数値目標

[成果指標]	[目標数値]
刑法犯認知件数	7,400件以下 (令和10年/2028年)
	※令和5年の市内の刑法犯認知件数の8,745件から 15%減少

- 新規取組**
- ①再犯防止の推進
 - ②特殊詐欺被害防止キャンペーンの実施
 - ③金融犯罪防止セミナーの実施
 - ④犯罪被害者等支援啓発活動の実施
 - ⑤犯罪被害者等への支援の実施
 - ⑥犯罪被害者等支援セミナーの実施
 - ⑦埼玉サイバーセキュリティ推進会議との連携強化
 - ⑧自主防犯活動団体へ感謝状の贈呈
 - ⑨セーフコミュニティの手法を取り入れた防犯の取組



サイバー犯罪関連相談件数の推移(埼玉県内)

サイバー空間での脅威が顕在化しており、対策が必要

掲載取組数 **101取組** (再掲を含めた延べ取組数**114取組**)

3 計画における重点項目

(1) 防犯のまちづくりの継続的推進による犯罪の抑制

安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、本市における地域構造の変化を見すえ、**地域における自主防犯活動の支援や防犯環境の整備等**を引き続き推進します。

また、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、市、市民、事業者、警察等関係機関との連携を深めながら、地域の防犯力を高めるため、地域における防犯活動の担い手の高齢化や防犯技術の進歩等といった社会動向を踏まえ、**防犯活動を補完する地域防犯カメラの設置等の促進**に取り組みます。

- 【具体的取組】**
- ・地域防犯活動助成金の交付
 - ・地域における防犯カメラの設置支援
 - ・公衆街路灯の設置
 - ・防犯教室の推進
 - ・各区防犯連絡協議会等との連携強化 等

(2) 市民の暮らしの身近なところで起こる犯罪への取組の推進

本市における犯罪種別の刑法犯認知件数の大きな特徴は、自転車盗の割合が高いことです。本市の自転車盗の認知件数は、刑法犯認知件数全体の約25パーセントを占めており、1日あたり5件の被害が発生している計算になります。

そのため、**自転車盗防止のため駅周辺の駐車(輪)場等への横断幕の掲示**を引き続き実施し、**自転車所有者・利用者に向けた自転車への施錠等の対策促進啓発活動等**の強化を図ります。

- 【具体的取組】**
- ・自転車盗防止のための広報・啓発活動の推進
 - ・自転車盗難防止キャンペーンの実施
 - ・街頭防犯カメラの設置推進 等

(3) 子どもや女性を犯罪から守る取組の推進

20歳未満の市民が被害者となる刑法犯認知件数は大幅に減少した一方で、犯罪の予兆ととらえられる18歳未満の子どもに対する「声かけ事案」は横ばいの状況であるため、引き続き、**地域におけるパトロールや見守り活動の支援**等を実施し、**子どもの犯罪被害の発生の未然防止**に努めます。

- 【具体的取組】**
- ・「ながら見守り」ボランティアの推進
 - ・学校安全ネットワークの推進 等

女性が被害者となった刑法犯認知件数は約35%減少したものの、ひったくり等の窃盗や性犯罪の被害に遭いやすく、女性が犯罪に狙われやすい状況に変わりはありません。引き続き、**啓発や情報提供、地域におけるパトロール活動や防犯環境整備の支援等**を推進します。

- 【具体的取組】**
- ・女性を犯罪から守るための対策の推進
 - ・地域における防犯カメラの設置支援 等

(4) 高齢者を犯罪から守る取組の推進

本市の刑法犯認知件数が大幅に減少した一方で、高齢者を狙った特殊詐欺や悪徳商法等の被害は未だに減少していません。このような犯罪は社会経済状況や防止対策等を踏まえて手口が変化し、巧妙になるため、**最新の情報を発信し、市民への啓発**を行うとともに、**見守り活動等により、被害発生の防止**に努めます。

- 【具体的取組】**
- ・特殊詐欺被害防止キャンペーンの実施
 - ・防犯啓発放送(防災行政無線)の実施
 - ・金融犯罪防止セミナーの実施
 - ・高齢者の見守り活動の支援 等

4 計画の推進

(1) 推進体制

市・市民・事業者・土地建物所有者等の各主体が、相互に連携・協力して取組を推進するとともに、それぞれの責務に応じた取組を行うことができる体制を整備します。

(2) 計画の進捗評価と見直し

PDC Aサイクルに基づいて進捗管理を行い、評価と見直しを実施します。

第4次さいたま市防犯のまちづくり推進計画【概要】

施策体系

㊦：新規事業

基本方針	施策	取組		
第1 防犯意識の高揚を 図るための 活動	1 多様な情報伝達手法、 媒体の活用	(1) ホームページによる情報提供 (2) 防犯ガイドブックの配布 (3) 防犯啓発放送（防災行政無線）の実施	(4) 自転車盗防止のための広報・啓発活動の推進 (5) 公用車への防犯ステッカーの掲示 (6) さいたま市学校安心メールの運用	(7) さいたま市犯罪・防犯情報の住民提供等に関する 協定による情報提供の実施 ㊦(8) 再犯防止の推進
	2 子ども、高齢者、女性に 対する啓発活動の推進	(1) 防犯教室の推進 (2) 地域安全マップの更新 (3) 不審情報等の各学校への配信 (4) 特殊詐欺等防止のための啓発活動等の実施	(5) 高齢者等への消費者被害防止のための啓発活動の実施 (6) 交通教育指導員による防犯指導の実施 (7) 女性を犯罪から守るための対策の推進 (8) 防犯フェアの開催	(9) 親子防犯教室の開催 (10) 保育所・幼稚園と連携した特殊詐欺啓発事業の実施
	3 キャンペーンやイベントの 積極的な実施	(1) 防犯・暴力排除・交通安全市民大会の開催 (2) 各区防犯事業等の実施 (3) 青少年健全育成・非行防止キャンペーンの実施	(4) 万引き防止対策の実施 (5) 自転車盗難防止キャンペーンの実施 ㊦(6) 特殊詐欺被害防止キャンペーンの実施	㊦(7) 金融犯罪防止セミナーの実施 ㊦(8) 犯罪被害者等支援啓発活動の実施
	4 犯罪被害者等支援の実施	(1) 犯罪被害者等相談の実施 ㊦(2) 犯罪被害者等への支援の実施	㊦(3) 犯罪被害者等支援セミナーの実施 ㊦(4) 犯罪被害者等支援啓発活動の実施（再掲）	(5) 交通事故相談の実施
第2 自主的な 防犯活動の 推進	1 地域における防犯力の強化	(1) 地域防犯活動助成金の交付 (2) 地域における防犯カメラの設置支援 (3) 地域防犯ステーション等の活用 (4) 各区防犯事業等の実施（再掲）	(5) 各区防犯連絡協議会等との連携強化 (6) 警察等関係機関との連携強化 (7) 地域安全協定の推進 (8) 高齢者の見守り活動の支援	(9) 商店会の自主的な環境整備活動の支援 ㊦(10) 埼玉サイバーセキュリティ推進会議との連携強化 ㊦(11) 自主防犯活動団体へ感謝状の贈呈 ㊦(12) セーフコミュニティの手法を取り入れた防犯の取組
	2 子どもを見守る取組の強化	(1) 通学路における安全点検の実施 (2) 青少年育成巡回活動の実施 (3) 防犯ホイッスル・防犯ブザーの配付 (4) 学校警備員の配置	(5) 小学校における防犯ボランティアの推進 (6) 学校安全ネットワークの推進 (7) 学校安全ネットワークに関する研修会の実施 (8) 青少年健全育成・非行防止キャンペーンの実施（再掲）	(9) 「子ども安全協定」締結事業者の拡大 (10) 「ながら見守り」ボランティアの推進
	3 パトロール、見回りの強化	(1) 地域での自主的な防犯パトロールに対する支援	(2) 青色回転灯を搭載した公用車による 防犯パトロールの実施	(3) 廃棄物の不適正処理監視パトロール等の実施 (4) 監視カメラによる不法投棄の監視
	4 繁華街における 自主防犯活動の推進	(1) 大宮駅周辺繁華街環境浄化パトロールの実施 (2) 大宮駅周辺環境浄化パトロールの実施	(3) 市民ボランティアによる違反広告物の撤去 (4) 商店会の自主的な環境整備活動の支援（再掲）	
	5 暴力団排除活動の推進	(1) 暴力団排除に係る広報・啓発活動の推進 (2) 市の事業における暴力団排除の推進	(3) 補助金等の交付事務からの暴力団排除の実施 (4) 公の施設の利用からの暴力団排除の実施	(5) 職員への不当な要求に対する措置 (6) 青少年に対する暴力団排除に関する教育の推進
第3 防犯の 視点を 取り入れた 環境の整備	1 防犯に配慮した道路・公園 等	(1) 歩道、防護柵、植栽等の設置による歩車分離の推進 (2) 適切な植栽の剪定等による見通しの確保 (3) 違法駐車、放置自転車等の防止強化 (4) 地下道等における交通安全対策の実施 (5) 公衆街路灯の設置 (6) 商店街街路灯の設置支援	(7) 環境美化活動等の実施 (8) 公園周縁部における見通しの確保 (9) 公園内における死角の除去 (10) 公園内における照明灯の適切な配置と照度の確保 (11) 公園出入口の車止めの設置 (12) 公園における管理者の巡視等	(13) 住民と協働した公園の管理の実施 (14) 公共工事現場における仮囲い等の一部可視化 (15) 地域における防犯カメラの設置支援（再掲） (16) 商店街における防犯カメラの設置等支援 (17) 街頭防犯カメラの設置推進
	2 防犯に配慮した駐車（輪） 場	(1) 駐車（輪）場周縁部における見通しの確保 (2) 駐車（輪）場内における死角の除去	(3) 駐車（輪）場における管理人の配置及び自動ゲート システム等の設置	(4) 駐車（輪）場における監視カメラの設置 (5) 駐車（輪）場における利用マナーの啓発
	3 防犯に配慮した住宅等	(1) 市営住宅の防犯対策の推進 (2) 住まいの防犯対策の啓発 (3) 防犯に配慮した生け垣の普及	(4) 地区計画における防犯に配慮した 垣又はさくの構造の周知 (5) 市街地開発事業等の施行者に対する「防犯の視点を 取り入れた環境の整備に関する指針」の周知	(6) 放火防止対策の推進 (7) 空き地の管理に関する管理者への指導 (8) 空き家の不審利用等の防止に関する管理者への指導
	4 防犯に配慮した 学校・保育施設・通学路	(1) 「学校施設整備指針（文部科学省）」に基づく 施設整備の実施 (2) 学校周囲の門・囲障等の整備の推進	(3) 学校施設における安全点検の実施 (4) 保育園への防犯器具等の配備推進 (5) 通学路における安全な環境整備の推進	(6) 通学路における安全点検の実施（再掲） (7) 「子どもひなん所110番の家」の設置と交流の促進
	5 防犯に配慮した繁華街	(1) 公衆街路灯の設置（再掲） (2) 商店街街路灯の設置支援（再掲） (3) 大宮駅周辺繁華街環境浄化パトロールの実施（再掲）	(4) 大宮駅周辺環境浄化パトロールの実施（再掲） (5) 大規模小売店舗への防犯の取組の普及・啓発 (6) 商業環境整備活動への支援	(7) 地域における防犯カメラの設置支援（再掲） (8) 商店街における防犯カメラの設置等支援（再掲） (9) 街頭防犯カメラの設置推進（再掲）
	6 各種指針の周知・運用	(1) 「防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針」の周知・運用		